

令和 2 年かすみがうら市議会第 3 回定例会

議員提出議案集

令和 2 年 9 月 24 日

かすみがうら市議会

目次

発議第2号 市長の専決処分事項の指定について	1~2
------------------------	-----

(参考資料)

- 付議事件新旧対照表
市長の専決処分事項の指定について（平成21年3月24日議決）の新旧対照表……3
- 地方自治法の規定等（一部抜粋）
地方自治法の規定及び新旧対照表 …… 4~5

発議第 2 号

市長の専決処分事項の指定について

上記の議案を次のとおり地方自治法第112条及びかすみがうら市議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和2年9月24日提出

かすみがうら市議会議長 加固 豊治 様

提出者 かすみがうら市議会議員

川村 成二

賛成者 かすみがうら市議会議員

矢口 龍人

賛成者 かすみがうら市議会議員

中根 光男

賛成者 かすみがうら市議会議員

古橋 智樹

賛成者 かすみがうら市議会議員

来栖 文治

賛成者 かすみがうら市議会議員

和井 繁行

市長の専決処分事項の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第180条第1項の規定により、市長において専決処分することができる事項を、次のように指定する。

- 1 議会の議決を経た工事の請負契約について、請負金額を500万円以内において変更すること。
- 2 市が当事者である訴えの提起、和解、あっせん、調停及び仲裁で、その目的の価格が100万円以下のものに関すること。
- 3 法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で、1件の金額が100万円以下のものに関すること。
- 4 法第243条の2の2第8項の規定に基づき職員の賠償責任を免除しようとする場合において、当該賠償責任の額が1件50万円以下のものの免除に関すること。

附 則

- 1 この議決の効力は、議決の日から生じるものとする。
- 2 市長の専決処分事項の指定について（平成21年3月24日議決）は、廃止する。

(参考資料)

市長の専決処分事項の指定について（平成 21 年 3 月 24 日議決） 新旧対照表

改正前	改正後
1 議会の議決を経た工事の請負契約について、請負金額を 500 万円以内において変更すること。	1 議会の議決を経た工事の請負契約について、請負金額を 500 万円以内において変更すること。
2 市が当事者である訴えの提起、和解、あつせん、調停及び仲裁で、その目的の価格が 100 万円以下のものに関する事	2 市が当事者である訴えの提起、和解、あつせん、調停及び仲裁で、その目的の価格が 100 万円以下のものに関する事
3 法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で、1 件の金額が 100 万円以下のものに関する事	3 法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で、1 件の金額が 100 万円以下のものに関する事
4 法第 243 条の 2 第 8 項 の規定に基づき職員の賠償責任を免除しようとする場合において、当該賠償責任の額が 1 件 50 万円以下のものの免除に関する事	4 法第 243 条の 2 の 2 第 8 項 の規定に基づき職員の賠償責任を免除しようとする場合において、当該賠償責任の額が 1 件 50 万円以下のものの免除に関する事

1. 地方自治法の規定（一部抜粋）

〔議会の委任による専決処分〕

第百八十条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

2. 地方自治法の改正（一部抜粋） 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(私人の公金取扱いの制限)</p> <p>第二百四十三条 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがある場合を除くほか、公金の徴収若しくは収納又は支出の権限を私人に委任し、又は私人をして行なわせてはならない。</p>	<p>(私人の公金取扱いの制限)</p> <p>第二百四十三条 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがある場合を除くほか、公金の徴収若しくは収納又は支出の権限を私人に委任し、又は私人をして行なわせてはならない。</p> <p><u>（普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責）</u></p> <p><u>第二百四十三条の二 普通地方公共団体は、条例で、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会の委員若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員（次条第三項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下この項において「普通地方公共団体の長等」という。）の当該普通地方公共団体に対する損害を賠償する責任を、普通地方公共団体の長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、普通地方公共団体の長等が賠償の責任を負う額から、普通地方公共団体の長等の職責その他の事情を考慮して政令で定める基準を参酌して、政令で定める額以上で当該条例で定める額を控除して得た額について免れさせる旨を定めることができる。</u></p> <p><u>2 普通地方公共団体の議会は、前項の条例の制定又は改廃に関する議決をしようとするときは、あらかじめ監査委員の意見を聴かななければならない。</u></p>

改正前	改正後
<p>(職員の賠償責任)</p> <p>第二百四十三条の二 会計管理者若しくは会計管理者の事務を補助する職員、資金前渡を受けた職員、占有動産を保管している職員又は物品を使用している職員が故意又は重大な過失(現金については、故意又は過失)により、その保管に係る現金、有価証券、物品(基金に属する動産を含む。)若しくは占有動産又はその使用に係る物品を亡失し、又は損傷したときは、これによつて生じた損害を賠償しなければならない。次に掲げる行為をする権限を有する職員又はその権限に属する事務を直接補助する職員で普通地方公共団体の規則で指定したものが故意又は重大な過失により法令の規定に違反して当該行為をしたこと又は怠つたことにより普通地方公共団体に損害を与えたときも、同様とする。</p> <p>一 支出負担行為</p> <p>二 第二百三十二条の四第一項の命令又は同条第二項の確認</p> <p>三 支出又は支払</p> <p>四 第二百三十四条の二第一項の監督又は検査</p> <p>2～14 (略)</p>	<p>3 前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。</p> <p>(職員の賠償責任)</p> <p>第二百四十三条の二の二 会計管理者若しくは会計管理者の事務を補助する職員、資金前渡を受けた職員、占有動産を保管している職員又は物品を使用している職員が故意又は重大な過失(現金については、故意又は過失)により、その保管に係る現金、有価証券、物品(基金に属する動産を含む。)若しくは占有動産又はその使用に係る物品を亡失し、又は損傷したときは、これによつて生じた損害を賠償しなければならない。次に掲げる行為をする権限を有する職員又はその権限に属する事務を直接補助する職員で普通地方公共団体の規則で指定したものが故意又は重大な過失により法令の規定に違反して当該行為をしたこと又は怠つたことにより普通地方公共団体に損害を与えたときも、同様とする。</p> <p>一 支出負担行為</p> <p>二 第二百三十二条の四第一項の命令又は同条第二項の確認</p> <p>三 支出又は支払</p> <p>四 第二百三十四条の二第一項の監督又は検査</p> <p>2～14 (略)</p>